

答 申 書

令和7年度
綾川町特別職報酬等審議会

令和7年9月5日

綾川町長 前田 武俊 殿

綾川町特別職報酬等審議会
会長 碓石 眞己
(公 印 省 略)

答 申 書

令和7年8月5日、貴職より諮問のあった

- ①議員が長期欠席の場合の報酬及び期末手当について
 - ②議員の政務活動費について
 - ③議員の費用弁償について
 - ④議員報酬について
- 次のとおり答申いたします。

答 申

- ①議員が長期欠席の場合の報酬及び期末手当について
 - 報酬 2 定例会連続欠席・・・翌月から 20%減額
 - 4 定例会連続欠席・・・翌月から 30%減額
 - 期末手当 減額した議員報酬に期末手当の月数を乗じた額減額率については定期的に議会で見直しをされたい。
- ②議員の政務活動費について
根拠資料及び案がないため審議できない。
- ③議員の費用弁償について
費用弁償については最近の状況を考えると廃止が適当である。
- ④議員報酬について
根拠資料及び案がないため審議できない。

2 審議経過

令和7年8月18日、本審議会は、①議員が長期欠席の場合の報酬及び期末手当について②議員の政務活動費について③議員の費用弁償について④議員報酬について町長から諮問を受けた。

審議会では、事務局からの、議会で取りまとめた意見、県内外条例、県内各市町や類似団体の状況資料説明に基づき、委員それぞれの立場から、住民各層の代表であることを深く認識し、慎重に審議を行った。

①議員が長期欠席の場合の報酬及び期末手当について

香川県内では高松市とさぬき市が「任期中の連続する2回の定例会並びに定例会の間に開かれた会議及び委員会を全て欠席した場合、議員報酬及び期末手当を不支給とする」条例を制定しているが、他市町は長期欠席の際の取扱いについて制定しておらず、全国でも7割の自治体が減額規定を制定していない。近県では長期欠席した期間に応じて減額の割合を定めており、全国的には20%から50%前後の減額率が多く見受けられていることと、最低限の生活保障を考慮した上で一定の保証が必要であるということから、議会で取りまとめた案として、2定例会連続して欠席した場合、報酬については、翌月から20%減額、4定例会連続して欠席した場合、翌月から30%減額とし、期末手当については、基準日(6/1・12/1)における議員報酬の減額の割合を、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に乗じた額を減額する、という説明と提案が事務局からあった。委員からの意見として、「議員自らがこの制度を作っていくということは、先進的な取り組みであるため評価できる。制度をまず定着させ、減額割合については状況を見ながらでも良い」「今後、他の自治体でも社会通念上、このような制度が出てくるのではないかと。ぜひ進めてほしい。」「生活もあるので30%以上の減額規定を設けると、議員に立候補する人がいなくなるのではないかと。このような規定を設けることをまず評価したい。」「町民から負託を受けているので、定例会を出席しないということは義務を放棄している。財源もあるから、そこは重く受け止めてもらいたい。」といった意見があった。

②議員の政務活動費について

香川県内では、約半数の自治体が交付しており、交付している自治体の中で高松市が月額10万円の年額120万円と一番多く、綾川町が月額6,000円の年額72,000円と一番少ない状況となっており、運賃や宿泊費等々が高騰して調査研究もままならない状況となっているため、報酬と併せて協議してほしいという説明が事務局からあった。委員からの意見として、「物価高騰はわかるが、事務局から金額案も金額案に対する根拠も提示せずに委員で金額を決めてほしい、

というのは審議できない。」「足りない人もいれば余っている人もいる。全員使って先進地視察などでレベルを上げてもらいたい。」といった意見があった。

③議員の費用弁償について

現在、本会議・常任委員会・全員協議会・特別委員会（広報以外）に出席した場合、一律に1日2,000円の費用弁償を支給しているが、来年4月の改選後は、議員定数が14名となり、定数削減後も十分な審議を行うため、3常任委員会（複数所属制）を取り入れることが決定している。1委員会所属と2委員会所属の委員を決める際、どちらかに偏ってしまうおそれがあるので、常任委員会や全員協議会には支給せず、定例会に出席した際1日3,000円に変更する。年間支給総額は上がらない、との提案と説明が事務局からあった。委員からの意見として、「費用弁償は日当という考えからすれば、報酬の中に入れており、委員会に出席したら日当が出るのはいかがなものか。」「費用弁償は昔の産物なので、費用弁償は廃止して、その金額を報酬に組み込んではどうか。」「政務活動費も費用弁償も、別枠にすると足りる足りないの話になるので、一本化したほうがすっきりするし、それが時代の流れでは。」といった意見があった。

④議員報酬について

香川県内で、議長報酬は町平均に比べて年間39万6,630円高くなっており、類似団体の三木町と比べても7万2,953円高い。副議長報酬は町平均と比べて年間36万9,835円高くなっており、類似団体の三木町と比べても26万9,355円高い。議員報酬は町平均に比べて年間33万2,979円高くなっており、三木町と比べても35万3,805円高い。長期欠席の場合の報酬及び期末手当と、政務活動費、費用弁償と関連性があることから、併せて協議してほしいという説明が事務局からあった。委員からの意見として「政務活動費と同じで、物価高騰合わせて何%あるか、連動をどうするかなど、根拠資料がないと議論ができない。まず案を提示してほしい。」「4月に定数が変わるので、改定する時期としては良いと思う」「3000円という案の費用弁償の金額を報酬にスライドしてプラスした上で、物価連動や人事院勧告などのいろいろな指標を参考にしながら、議員報酬の予算を極力増やさない方向で考えていくべきでは。」といった意見があった。

3 おわりに

政務活動費と議員報酬について、今回の報酬審議会では結論が出なかったが、政務活動費及び費用弁償額を含んだ議員報酬額で考えるべきである。近年、職員の給料が上がる中、町長等特別職の給料及び議員報酬は上がっていないことを考えると、引上げの方向で審議できるような根拠をもって提案をしていただきたい。

綾川町特別職報酬等審議会委員

職 名	氏 名
会 長	碓 石 眞 己
会長職務代理	川 田 喜 義
委 員	川 西 章 弘
委 員	増 田 美 保
委 員	松 井 輝 善
委 員	三 好 清 子
委 員	村 瀬 秀 則